

平成23年1月からの給与計算について

～平成23年分の給与の源泉徴収事務～

平成23年分の給与の源泉徴収事務については、次のような改正が行われています。

1. 扶養控除の見直しが行われました

(1) **年齢16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)に対する扶養控除が廃止**されました。

これに伴い、扶養控除の対象が、年齢16歳以上の扶養親族(控除対象扶養親族)とすることとされました。

(2) **年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は38万円**とすることとされました。

これに伴い、特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に変更されました。

(3) **源泉徴収税額表においては控除対象配偶者、控除対象扶養親族の人数など(扶養親族等の数)に応じて税額を算出**することとされました。

2. 同居特別障害者加算の特例措置が改組されました

(1) 年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、控除対象配偶者又は扶養親族が同居特別障害者である場合に、配偶者控除又は扶養控除の額に35万円を加算する措置は、**同居特別障害者に対する障害者控除の額を1人につき75万円**(特別障害者である場合の障害者控除の40万円に35万円を加算した額)とする制度に改められました。

(2) 給与に対する源泉徴収税額は、年少扶養親族が障害者(特別障害者を含みます)又は同居特別障害者に該当するときは、従前どおり、これらの一に該当することに扶養親族等の数に1人を加えて計算します。

(注) 年少扶養親族の人数については、扶養親族等の数に加えないことになります。

上記の改正により、**平成23年 1月 1日以後支払うべき給与に係る源泉徴収税額が変更となる場合もあります**ので、注意が必要です。

～参考～

<扶養控除の改正>

区 分		改正前	改正後
扶 養 控 除	年齢16歳未満	38万円	廃止
	年齢16歳以上 19歳未満	63万円	38万円
	年齢19歳以上 23歳未満	63万円(改正なし)	
	年齢23歳以上 70歳未満	38万円(改正なし)	

	年齢70歳以上	48万円(改正なし)	
	同居老人扶養親族の場合の加算額	10万円加算(改正なし)	
	同居特別障害者の場合の加算額	35万円加算	廃止

※ 年齢は、その年12月31日の現況によります。

※ 同居特別障害者の場合の加算額は廃止され、特別障害者の場合の障害者控除額に35万円を加算する措置に改組されます。

<配偶者控除の改正>

区 分		改正前	改正後
配偶者控除	年齢70歳未満	38万円(改正なし)	
	年齢70歳以上	48万円(改正なし)	
	同居特別障害者の場合の加算額	35万円加算	廃止

※ 年齢は、その年12月31日の現況によります。

※ 同居特別障害者の場合の加算額は廃止され、特別障害者の場合の障害者控除額に35万円を加算する措置に改組されます。

<同居の特別障害者がいる場合の障害者控除額>

区 分			改正前	改正後	
障害者控除	本人が障害者の場合	特別障害者以外の場合	27万円(改正なし)		
		特別障害者の場合	40万円(改正なし)		
	障害者である扶養親族又は控除対象配偶者を有する場合	特別障害者以外の場合	27万円(改正なし)		
		特別障害者の場合	40万円	下記以外	40万円 (改正なし)
				同居の場合	75万円 (35万円加算)

※ 年齢は、その年12月31日の現況によります。